

# 雇用保険について

雇用保険では、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職できるよう、窓口での職業相談・職業紹介を受けるなどの求職活動を行っていただいた上で、失業等給付を支給しております。このうち、基本手当を受給するに当たっては、ハローワークで以下の手続きをしていただく必要があります。

ご本人の  
雇用保険の  
手続き方法は  
こちらから

事業主の方の  
雇用保険の  
手続き方法は  
こちらから

雇用保険説明会  
アンケートの  
回答(出席後)は  
こちらから

## ○事業主の皆さまへ

「雇用保険適用窓口」来所の受付時間変更のお知らせ  
<令和2年1月から、8：30～16：00になります>

※16時を過ぎてお持ちいただいた場合、即時処理ができませんので  
ご了承ください。

※郵送の場合、郵送に伴うチェック作業等のため、来所や電子申請による  
申請・届出より所要期間が長くなりますのでご了承ください。